

平成25年4月26日

海事局内航課

内航海運業における船舶管理サービスの「見える化」を始めます

内航海運業界においては、安全管理や環境保全に対する社会的要請の高まりを受け、その対応に迫られているものの、内航海運事業者の多くが「一杯船主」と呼ばれる保有船舶が1隻のみの零細事業者であることから、そのほとんどで保有船舶の保守管理や船員の雇用・配乗等を事業主自らが行っている状況にあり、零細事業者の規模の拡大や経営の安定化が求められています。

このため、内航海運事業者が船舶管理会社を活用することにより、これらの課題に対応できるよう、国土交通省は、平成24年7月に「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、内航海運分野における船舶管理業務に関して、その定義や満たすことが望ましい基準を具体的・体系的に示したところです。

今般、海事局では、平成24年11月より竹内健蔵教授（東京女子大学）を座長として学識経験者、内航海運事業者等で構成する「内航海運船舶管理ガイドライン適合性評価システム検討委員会」を開催し、その成果を基に、ガイドラインに基づき体制等を整えた船舶管理会社に対してガイドラインへの適合性を評価するための手法を導入しました。これにより、船舶管理会社の管理サービスの「見える化」を図り、事業者が船舶管理会社を利用する際の検討を容易にし、船舶管理会社を活用した内航海運の活性化を促進します。

問い合わせ先

国土交通省海事局内航課

内航海運効率化対策官 小森（内線 43-462）

専門官 本多（内線 43-463）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8627

FAX 03-5253-1643

船舶管理会社の適合性評価システム

船舶管理会社の活用によるメリットを具体的に提示しつつ、グループ化、協業化を推進

内航海運活性化のため、頑張るオーナーを支援(代替建造対策検討会)

平成23年3月

平成24年7月

「船舶管理に関するガイドライン」を作成し、業務の範囲や手順などを体系的に整理

船舶管理に従事する者を評価する仕組みを構築

平成25年4月

船員配乗
雇用管理

船舶の
保守管理

船舶の運航管理

船舶管理ガイドライン

モデル手順書

船舶管理ガイドライン
適合性評価チェックリスト

第一者評価

(船舶管理会社自身による評価)

第三者評価

(船舶管理会社へ委託する者による評価)

第三者評価

(船舶管理会社とは関連のない機関による評価)

地方運輸局等に設置した「船舶管理会社相談窓口」、セミナーの開催及び国土交通省ホームページを活用して情報を発信

内航船舶管理ガイドライン適合性評価の実施について

1. 適合性の評価

適合性の評価は、船舶管理会社の業務が内航船舶管理ガイドラインに準拠して行われ、組織のシステムが効果的に運用されているかどうかを、独立的な立場から客観的証拠に基づいて判断する必要があります。

そのために必要な情報を以下に留意して収集する必要があります。

- － 注意深く観察する。
- － 言葉は、相手から情報を得るための質問や相手側の緊張を解くために使用する。
- － 耳を使って情報を得る。
- － 目で得た情報を確認する。

《チェックリストの活用－5W1Hで質問－》

評価のための調査作業中、評価者は、以下のように「5W1H」で質問できるようにチェックリストを準備します。

- － 誰がするのか(WHO)
- － いつ実施するのか(WHEN)
- － どこで実施（保管）するのか(WHERE)
- － 何を実施するのか(WHAT)
- － 何故、実施するのか(WHY)
- － どのような方法で実施するのか(HOW)
- － どの基準に従って実施するのか

2. 評価作業の実施要領

評価員は、チェックリストに従って、評価対象の船舶管理業務のシステム全般を系統的に調査・分析・評価します。システムが適合であるか、不適合であるかは客観的な証拠を基に判断します。

2.1. 評価内容（評価基準）

内航船舶管理ガイドラインに記載されている要求事項を項目ごとに分別した「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」（別紙参照）では、適合性評価項目としてのガイドライン記載事項に加え、それぞれの項目について効果的な運用がなされているかを評価し、また船舶管理会社にとって業務を行う上での目標となるような取り組み方を「Step2」「Step3」として段階別に示しています。この「Step2」「Step3」の評価項目については、船舶管理会社の業務の進捗状況に応じて評価するか否かを判断して差し支えありません。あくまでも 151 項目の評価内容が適合性の評価に要求される最低限の内容です。

2.2. 評価所見

チェックリストの評価所見欄に、観察によって得られた事実＝客観的証拠を記載します。その際、評価内容（評価基準）を満足しないと判断する事実についても、その現状を記載し、取組過程の進捗等が判断できるような内容を記述します。

なお客観的証拠とは、評価で観察等に基づいて発見された適合又は不適合の事実を示す、質的、量的な情報、記録、報告書などであって、再確認が可能なものをいいます。

2.3. 評価結果

収集した客観的証拠に基づき、評価項目ごとに判断し、適合していると判断した場合には「○」又は「はい (Yes)」、適合していないと判断した場合は「×」又は「いいえ (No)」を評価結果欄に記入します。

なお、取り組み途上にあると判断する事項については、適合と判断せず、適合していないと判断するか、もしくは判断を保留し評価結果欄には記入しないようにします。

評価結果は、業務別の大項目ごとに個別評価を行ったうえで、内航船舶管理ガイドラインに準拠した船舶管理会社であるかの総合評価を行います。

チェックリストの活用例

インタビューの実際（想定問答）及びチェックリストへの記入例を示します。

ケース①

[インタビューの実際]

評価者：船舶管理責任者を任命していますか？

経営者：はい、任命しています。

評価者：誰を任命していますか？

経営者：〇〇と△△です。

評価者：〇〇さんと△△さんは、どのような業務を行っていますか？

経営者：〇〇は海務部長として、△△は工務部長としてそれぞれの部署を取り仕切っていますよ。

評価者：具体的な業務の内容や職責を示すものは何かありますか？

経営者：職務分掌規定を定めてますし、担当者の一覧表にも記載されてます。

評価者：それぞれの書類を確認させていただけますか？

経営者：いいですよ。こちらがその書類です。

評価者：（提示された書類を確認する。）ありがとうございました。確認できました。

[チェックリストの記入例]

評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
船舶管理責任者を任命しているか	経営者	海務部長〇〇〇〇及び工務部長△△△△の2名を任命している	○
自社の船舶管理業務について委任する権限及び責務の内容を明示しているか		職務分掌規定、担当者一覧表に明示されている。	○

ケース②

[インタビューの実際]

評価者：船舶管理責任者を任命していますか？

経営者：私が船舶管理責任者を兼ねています。

評価者：船舶管理責任者の業務内容や職責を示しているものは何かありますか？

経営者：社長である私が自ら船舶管理責任者ですので特にありません。

評価者：そうですか。（他の規定図書や掲示物に明示されていないかを確認するもの
見当たらない。）

[チェックリストの記入例]

評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
船舶管理責任者を任命しているか		社長の〇〇〇〇が兼任している	○
自社の船舶管理業務について委任する 権限及び責務の内容を明示しているか	経営者	社長は、明示するものは無いと回答。 明示された文書類は確認されなかった。	×

(別添2)

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
1	1.1.	船舶管理責任者の任命	船舶管理責任者を任命しているか	経営者		
2	1		自社の船舶管理業務について委任する権限及び責務の内容を明示しているか			
Step2			船舶管理責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 船舶管理責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。			
Step3		船舶管理責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。				
3	1.1.	船舶管理統括責任者の任命	2名以上の船舶管理責任者を任命した場合には、船舶管理統括責任者を任命しているか	経営者		
2	2		船舶管理統括責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。			
Step3			船舶管理統括責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
4	1.1.	船舶管理責任者又は船舶管理統括責任者不在時の対応	職務を代行する者をあらかじめ指名しているか	船舶管理責任者又は船舶管理統括責任者			
5	3		経営者に報告しているか				
6			1.2.3（4）に定める一覧表に明示しているか				
		Step2	職務代行者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 職務代行者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。				
		Step3	職務代行者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。				
7	1.2.1	船舶管理方針の策定	以下の事項を記載した船舶管理方針を策定しているか		経営者		
8			記載事項	基本的な方針に関する事項			
9				法令等の遵守に関する事項			
10				取り組みに関する事項			
11				顧客との関係構築に関する事項			
		Step2	管理会社の組織、管理業務の実情および顧客の要求に応じた内容となっているか				
		Step3	管理会社の組織内および顧客に対して周知され、理解されているか				

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
12	1.2.2	船舶管理規程の策定	船舶管理方針に基づいて船舶管理業務を安全かつ効率的に実施するための具体的な手順をおよび以下に示す内容を記載した船舶管理規程を策定しているか	会社			
13			管理体制		組織体制に関する事項		
14					勤務体制に関する事項		
15					経営者の責務に関する事項		
16					船舶管理統括責任者及び船舶管理責任者の権限及び責務に関する事項		
17			管理方法		情報の伝達及び共有に関する事項		
18					内部監査に関する事項		
19					教育及び研修に関する事項		
20					管理船舶の所有者との連絡調整に関する事項		
21					管理船舶のオペレーターとの連携に関する事項		
22					文書の整備及び管理に関する事項		
23					船舶管理業務の実施及びその管理の方法の改善に関する事項		
24			船舶管理統括責任者の選任及び解任に関する事項				
25			船舶管理責任者の選任及び解任に関する事項				
	Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか					
	Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、					

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

			業務に従事する要因に十分に周知されているか			
No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
26	1.2.3	役職と責任の明確化	管理船舶毎に各船員の職務と責任を明示した担当者一覧表を作成しているか	船舶管理責任者		
27			管理船舶及び事業所に保管しているか			
28			船員に対して周知徹底を図っているか			
29			船舶管理業務の実施及びその管理に従事する陸上要員の職務と責任を明示した担当者一覧表を作成しているか			
30			事業所に保管しているか			
31			陸上要員及び船員に対して周知しているか			
Step2			規定された職務および責任を全うできる知識、能力、立場を有しているか			
Step3			職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか			
32	1.2.4	陸上要員の採用、教育及び配置	船舶管理業務を実施するために必要な陸上要員を採用しているか	会社		
33			陸上要員に対して、船舶管理方針、オーナーの定める各種管理基準、海事関係法令その他輸送の安全を確保するための教育を定期的実施しているか	船舶管理責任者		
34			陸上要員の教育については、知識と経験を有する者をもって担当させているか			
35			船舶管理業務を実施するために陸上要員を適切に配置し、担当者一覧表に基づいて各陸上要員に船舶管理業務を実施させているか			
Step2			陸上要員および教育者の能力評価および教育の効果の測定を実施しているか			
Step3			適時、適確な教育内容であること継続的に検証して			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

	いるか		
--	-----	--	--

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
36	1.2.5	組織内の円滑なコミュニケーションの確保	船員と陸上要員の間で常に円滑なコミュニケーションが確保されるよう努めているか	船舶管理責任者		
37			船員と陸上要員の間で常時連絡を取り合うことのできる体制を構築して円滑なコミュニケーションが確保されるために必要となる通信装置その他の設備を設置・運営しているか			
38			担当する管理船舶を定期的に訪船することにより、当該船舶の船員との間でコミュニケーションをとっているか	陸上要員		
		Step2	船舶管理責任者は、海陸双方の要員が意思疎通を図り、その内容を理解していることを確実にしているか	船舶管理責任者		
		Step3	船舶管理責任者は、コミュニケーションの方法が適切であり、効果があることを継続的に検証しているか			
39	1.2.6	労働安全衛生法等の遵守に関する留意事項の周知徹底	船舶管理業務の実施に際して、労働安全衛生法等の遵守に関して留意すべき事項をあらかじめ文書にとりまとめ、陸上要員及び船員に対する周知徹底を図っているか	船舶管理責任者		
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要因に十分に周知されているか			
-------	---	--	--	--

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
40	1.3.1	安全教育の徹底	安全確保が最大の使命であることを深く認識し、当該認識が全ての社員に共有されるようにしているか	経営者		
41			1年に1回以上の頻度で、陸上要員を管理船舶に訪船させて安全教育を実施しているか	船舶管理責任者		
42			管理船舶に適用される安全管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項について行っているか			
43			管理船舶において安全教育を実施した場合、その概要を記録し、管理船舶及びに事業所内に2年間保管しているか			
Step2			全要員に対して教育の効果の測定を実施しているか	経営者および船舶管理責任者		
Step3			適時、適確な教育内容であること継続的に検証しているか			
44	1.3.2	事故等の解析	管理船舶において発生した事故及び各種トラブルの全てについて、応急措置及び復旧措置が終了後に速やかに再発防止のための調査及び原因分析を行い、再発防止策を講じているか	船舶管理責任者		
45			重大な事故に繋がる可能性のあった事象の発生が認められた場合には、船長に必ず報告させているか			
46			重大な事故に繋がる可能性のあった事象について調査及び原因分析を行い、再発防止策を講じているか			
47			調査及び原因分析の結果並びに再発防止策について、随時又は定期的な安全教育の機会に船員に周知しているか			
Step2			ヒヤリ・ハット報告が行われやすい船内(社内)環境を			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

	整備しているか		
Step3	事故原因の分析には、専門家の知見を得るなど経験を踏まえた妥当な内容となっているか		

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
48	1.4.1	危機管理責任者の指定	危機管理責任者をあらかじめ指定しているか	経営者			
49			事業所内及び管理船舶内において周知しているか				
	Step2	危機管理責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。 危機管理責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。					
	Step3	危機管理責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。					
50	1.4.2	緊急時対応処理要領の策定	管理船舶において重大な事故等が発生した場合に経営者、危機管理責任者、船舶管理統括責任者、当該管理船舶を担当する船舶管理責任者等関係者がとるべき措置を記載した緊急時対応処理要領を策定しているか	会社			
51			事業所内及び管理船舶内において周知しているか				
52			緊急時対応処理要領は、管理船舶について適用される安全管理規程と整合した内容となっているか				
53			重大な事故等が発生した場合に管理船舶の船員の円滑かつ効果的な対応ができるようにしているか				
54			基本原則		人命救助の最優先		
55					常に最悪の事態を想定した対応		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

56				重大事故等への対応の他の全ての業務 に対する優先			
57				管理船舶の船長と十分にコミュニケー ションの形成とその判断の尊重			
58				陸上要員により講じられるあらゆる措 置			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか	会社		
		Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要因に十分に周知されているか			
59	1.4.3	緊急時対応訓練の実施	船員法及び同法施行規則並びに管理船舶に適用される安全管理規程並びに緊急時対応処理要領に基づいて訓練を定期的に実施しているか	船舶管理責任者及び船長		
60			管理船舶において緊急時対応訓練を実施した場合には、訓練の概要を航海日誌に記載しているか	船長		
		Step2	全要員に対して訓練の効果の測定を実施しているか	船舶管理責任者及び船長		
		Step3	適時、適確な訓練内容であること継続的に検証しているか			
61	1.5.1	船舶管理規程の継続的な見直し	船舶管理規程に対して定期的に評価を行い、評価結果に基づき見直しを行っているか	経営者		
62	1.5.2	内部監査の実施	事業所及び管理船舶を対象として、1年に1回以上の頻度で内部監査を実施しているか	船舶管理責任者		
63			重大事故が発生した場合には、応急措置及び復旧措置が終了次第すみやかに内部監査を実施しているか			
64			内部監査の結果を事業所内及び管理船舶内に周知しているか			
65	1.5.3	見直しの実	内部監査の結果に基づき、船舶管理規程の見直しを	経営者		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

66	施	行っているか	及び 船舶管理責任者	
		海事関係法令の改正、事業所組織又は管理船舶の変更等が行われた場合には、必要に応じ遅滞なく見直しを実施しているか		

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
67	1.5.4	見直しに係る内容の周知徹底	船舶管理規程の見直しを行ったときは、その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか	船舶管理責任者		
68	1.5.5	継続的な改善の実施	内部監査終了後又は事故若しくは重大な事故に繋がる可能性のあった事象の発生後にあつては、船舶管理規程の見直しについて検討を行っているか	船舶管理責任者		
Step2			内部監査員に対して必要な教育を行い、その職責を全うできる地位および権限を与えているか。	経営者		
69	1.5.6	文書管理	陸上要員及び船員が常に最新の船舶管理規程により船舶管理業務を行うために、船舶管理に関する文書に関して保管責任者を定めているか	船舶管理責任者		
70			管理船舶及び事業所において、いつでも最新版が使用できるように管理しているか			
Step2			保管責任者に任命すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を任命しているか。保管責任者は組織内において、その職責を全うできる地位にあるか。			
Step3			保管責任者の職務に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			
71	1.6.1	書式	船舶管理契約を締結するときは船舶管理契約書を作成しているか	会社		
72	1.6.2	委託内容の記載に関する	船舶管理契約書を作成する場合には、委託内容において、「船員配乗・雇用管理」「船舶保守管	船舶管理責任者		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶管理業務を実施する体制の整備》

		る留意事項	理」「運航実施管理」の 3 項目の全てが含まれているか			
73	1.7	保険の付保	事故等の発生に伴う賠償に備えることを目的として、オーナーと十分に協議した上で適切な保険を選択し、付保を行っているか	会社		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船員配乗・雇用管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
74	2.1. 1	船員の採用と教育と配乗	船舶管理業務を実施するために必要な船員を採用しているか	会社及び船舶管理責任者			
75			船員（派遣船員を含む）に対し、船舶管理規程、海事関係法令その他輸送の安全を確保するために必要な事項に関する教育を定期的実施しているか				
76			管理船舶に、海事関係法令に基づく必要な資格・能力及び身体適性を有する船員を配乗させているか				
Step2			船員および教育者の能力評価および教育の効果の測定を実施しているか				
Step3			適時、適確な教育内容であること継続的に検証しているか				
77	2.1. 2	船長の指名	船長は管理船舶を指揮する能力を有しているか	船舶管理責任者			
78			船長は船舶管理会社の定める船舶管理方針及び船舶管理規程に精通しているか				
Step2			船長に指名すべき者の知識や経験等職能についてあらかじめ定め、それに見合った者を指名しているか。				

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船員配乗・雇用管理業務の実施》

Step3	船長に関して適切に評価し、必要な教育、見直しを行っているか。			
-------	--------------------------------	--	--	--

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
79	2.1.3	船員安全衛生基準の策定	船員法、船員労働安全衛生規則等に基づいて船員が行う船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持を図るため、船員安全衛生基準を策定しているか	会社及び船舶管理責任者		
80			当該基準を管理船舶に備え付けているか			
81			船員へ周知徹底しているか			
Step2		管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的手順を規定しているか				
Step3		他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか				
82	2.2	基準・手順・体制の運用	実施業務	船員の配乗管理と乗下船の手配	船舶管理責任者	
83				船員の労務管理		
84				船員の労働災害等の処理		
85				船員の評価と人事考課		
86				上記に関わる記録の保管		
87				その他海事関係法令に基づく船長が船員に対して行う訓練、手配及び処理		
88	2.3.1	船長等の報告	業務の実施に関して、船舶管理規程、船員安全衛生基準等について見直すべき内容があると考えられる場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
89	2.3.	船舶管理責任者	2.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要	船舶管理		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船員配乗・雇用管理業務の実施》

	2	の対応	性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	責任者		
90			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			

【適合性評価の方法】

1. 評価は、船舶管理会社の業務が「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に準拠して行われているかどうかをチェックする方法で行います。具体的には「内航船舶管理ガイドライン適合性評価の実施について」（別添1）を参考に「ガイドライン」に記載されている要求事項を項目ごとに分別した「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を使用して行います。
 2. 「チェックリスト」は、「船舶管理業務を実施する体制の整備」（別添2）のほか、船舶管理会社が内航海運事業者から委託を受ける「船舶配乗・雇用管理業務の実施」（別添3）、「船舶保守管理業務の実施」（別添4）、「船舶運航実施管理業務の実施」（別添5）の3つの業務に分かれています。評価を受ける会社の業務実態に合わせて、3つの業務全て、3つの業務のうち2つ又は1つの業務について評価することが出来ます。
 3. 評価は、第一者評価（船舶管理会社自身による評価）、第三者評価（船舶管理会社へ委託する者による評価）又は第三者評価（船舶管理会社とは関連のない機関による評価）のいずれかにより行われます。
 4. 評価結果は、評価を受けた船舶管理会社の「船舶管理会社情報申告シート」（別添6）と評価した「チェックリスト」（別添2, 3, 4, 5）を海事局内航課へ提出することで、海事局のホームページに掲載することが出来ます。ただし、本適合性評価は、「ガイドライン」への適合性を評価するものであるため、「チェックリスト」以外の評価は受け付けていません。
 5. 海事局内航課へ提出された「チェックリスト」等は、特定の他事業者と比較する等問題となる記述がないかどうか等を審査した後、原則原文のまま海事局のホームページに掲載します。
- ※ また、今般、「ガイドライン」で定めた作成文書例を「モデル手順書」（別添7）としてまとめました。船舶管理業務及び船舶管理会社に船舶管理の委託を検討する際の参考にして下さい。

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	船舶評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
91	3.1.1	管理船舶の堪航性の確認	全ての管理船舶の船体、機関及び設備の堪航性が関係法令に適合しているか	船舶管理責任者		
92	3.1.2	船舶保守管理計画の策定	管理船舶毎に船体、機関及び設備に関する船舶保守管理計画を策定しているか	船舶管理責任者		
93			船舶保守管理計画の策定に際し、管理船舶及びその搭載機器・設備に係る製造者の定める保守基準を考慮に入れているか			
Step2			管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的計画を規定しているか			
Step3		他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか				
94	3.2.1	船舶保守管理計画の実施	船 体 保 守 業 務	機器類の状態に関する定期的な把握	船舶管理責任者	
95				機器類の計画的保守管理を実施するための手配		
96				必要な検査、ドック等の計画、手配、監督		
97				管理船舶の現状と保守整備に関する船首への報告		
98				船員に対する技術的支援		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶保守管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
99	3.2.2	船舶保守管理業務の実施に関する記録及び報告	管理船舶毎の船体、機関及び船舶の保守管理状況について、文書で記録しているか	船舶管理責任者		
100			記録内容の概要を年2回以上の頻度でオーナーに報告しているか			
Step2			報告内容は真実が担保され、オーナーの要求事項を満足しているか			
101	3.2.3	機器類の計画的な保守管理に関する留意事項	機器類の計画的な保守管理に際し、当該機器類に係る保守管理の実績及び保守実務経験者の意見を考慮しながら、最も適切と判断される間隔で実施しているか	船舶管理責任者		
102	3.3.1	船長等の報告	業務の実施に関して、船舶管理規程、船舶保守管理計画等について見直すべき内容があると考える場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
103	3.3.2	船舶管理責任者の対応	3.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	船舶管理責任者		
104			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
105	4.1. 1	運航実施基準の策定	管理船舶毎に、当該管理船舶の運航についてオペレーターが定めた運航基準との整合性を確保しているか	会社及び船舶管理責任者		
106			管理船舶毎に配乗された船長及び船員が遵守すべき運航実施基準を策定しているか			
107			当該管理船舶の船長及び船員に周知徹底しているか			
Step2			管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的基準を規定しているか			
Step3		他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか				
108	4.1. 2	運航の可否判断	船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準及び航行に関係する全ての情報を総合的に考慮して、運航の可否判断を行っているか	船長		
109			運航中においても、運航基準における気象・海象が運航中止の条件に達したと認めるとき又は達するとおそれがあると認めるときは、運航の中止を決定し、必要な措置を講じているか			
110			運航の中止を決定した場合には、速やかに船舶管理責任者及びオペレーターに報告しているか			
111			運航の可否判断が困難であると認めるときは、船舶管理責任者に助言を求めているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
112	4.1.2	運航の可否判断	船長から助言を求められた場合には速やかに助言を行っているか	船舶管理責任者		
113			全ての管理船舶について、船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準及び航行に係る全ての情報を総合的に考慮して、運航の可否判断を行っているか			
114			運航を中止すべきと判断したにもかかわらず、当該管理船舶の船長から運航の中止に関する報告が行われていない場合又は運航の実施に関する報告を受けた場合には、船長に対して運航の中止を指示しているか			
115			運航の可否判断、運航の中止の決定、船舶管理責任者の助言・指示等について記録しているか	船長		
116	4.1.3	荷役当直要領・荷役作業安全確保要領の策定	荷役当直に関する手順、注意事項、荷役作業中に事故が発生した場合の対処方法などを記載した荷役当直要領を策定しているか	船舶管理責任者		
117			船長及び船員に周知徹底しているか			
118			荷役作業のための船内作業や荷役事業者の補助を行う場合には、その都度、荷役事業者との作業基準と整合性を確保しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

119			船員法及び船員労働安全衛生規則等の法令を遵守した作業手順や安全確保上重要な留意事項その他必要な情報を記載した荷役作業安全確保要領を策定しているか			
-----	--	--	--	--	--	--

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
120	4.1.3	荷役当直要領・荷役作業安全確保要領の策定	当該船舶の船長及び船員に周知徹底しているか	船舶管理責任者		
		Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的要領を規定しているか			
		Step3	他の社内規程や安全管理規程、荷役業者が策定した規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか			
121	4.1.4	環境汚染防止基準の策定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき管理船舶からの油の排出の禁止、船舶からの有害液体物質等の排出の禁止、船舶からの排出物の排出の規制、船舶からの排出ガスの放出の規制等を遵守するため、これらに関する具体的な手順を記載した環境汚染防止基準を策定しているか	会社及び船舶管理責任者		
122			管理船舶の船長及び船員に周知しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

Step2	管理会社の組織および管理業務の実情の応じた実施可能な具体的基準を規定しているか			
Step3	他の社内規程や安全管理規程などとの整合が図られ、業務に従事する要員に周知されているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果	
123	4.2.1	船舶管理責任者の監督・支援	全ての管理船舶における船長の業務実施に対して監督しているか	船舶管理責任者			
124			船長への情報提供		気象及び海象に関する情報提供		
125					港内及び航路の状況に関する情報提供		
126					陸上施設の状況に関する情報		
127					水路通報、港長公示等の行政機関発出情報		
128					他の管理船舶の動向に関する情報		
129					船体・機関に関する船級協会やメーカー等の情報		
130					用船契約中の船舶の運航に関する内容についての情報		
131					オーナーの指示及び要望に関する情報		
132					付保されている保険の内容に関する情報		
133					その他航行の安全の確保のために必要と考えられる情報		
134					日常的に船長との意思疎通の円滑化・充実を図っているか		
135					船長に対してその業務執行に関する助言を行っているか		
136					船長から臨時寄港を行う旨の報告を受けた場合には、速やかに当該寄港先における使用岸壁の確保等必要な手配を行っているか		

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
137	4.2. 2	船長の業務	海事関係法令、船舶管理規程、運航実施基準、オペレーターが定めた運航基準等に従って、船員を指揮監督し管理船舶の船内における全ての業務を統括し安全運航の確保を図っているか	船長		
138			船舶管理責任者及びオペレーターに対し、管理船舶が出港する前及び入港した後は速やかに報告を行っているか			
139			運航中における気象・海象に関する情報及び管理船舶・水路等に関する情報を定期的に報告しているか			
140			以下の場合には、船舶管理責任者及びオペレーターに対し、速やかに報告を行っているか <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応処理要領に定める事故等の発生 ・船体、機関、設備等のいずれかが修理又は整備を必要とする状況の発生 ・船員の健康上等の理由による運航実務遂行の困難な状況の発生 			
141			必要に応じ、対処方法について船舶管理責任者の指示又は助言を求めているか			
142			管理船舶の機関日誌及び保守整備計画に基づく点検を原則として毎日1回以上船員に実施させているか （発航前検査を実施した事項については、出港の当日の点検を省略することができる）			
143			点検において異常等を発見し、安全運航の確保に支障が生ずると判断したときは、直ちにその概要を船舶管理責任者及びオペレーターに報告しているか			

内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト
 《評価項目：船舶運航実施管理業務の実施》

144			修復・整備の措置を講じているか			
-----	--	--	-----------------	--	--	--

No.	項番	項目	評価内容	評価対象	評価所見	評価結果
145	4.2. 3	船内業務実施状況等の把握	状況把握	船員による船内業務の実施状況及び実施能力	船舶管理責任者	
146				管理船舶及びその設備・機器の保守管理状況		
147				船内におけるコミュニケーションの状況		
148				その他管理船舶の適正な船舶運航実施管理のために必要な事項		
149	4.3. 1	船長等の報告	当該業務の実施に関して、船舶管理規程、運航実施基準等について見直すべき内容があると考えられる場合には、この旨を船舶管理責任者に報告しているか	船長及び陸上要員		
150	4.3. 2	船舶管理責任者の対応	4.3.1の報告を受けた場合には、当該見直しの必要性について検討を行い、必要であると判断する場合には、見直しを行っているか	船舶管理責任者		
151			その内容を事業所、管理船舶、オーナー及びオペレーターに周知徹底しているか			